

## 第4章 取り組み方針

### 1 個別目標ごとの取り組み方針

当初計画では、3つの【基本方針】に基づく9つの【個別目標】ごとに、50年先の望ましい環境像実現に向けた【取り組み方針】、およそ8年後（令和10年度）をめざして推進する【取り組み施策】、そして市民、事業者、民間団体等の取り組みの例をそれぞれ掲げて取り組みを進めてきました。

第3次計画においても、当初計画で掲げた個別目標ごとの取り組み方針を引き継ぎ今後5年間の施策として構成しています。

## 全員参加による環境づくり

計画を総合的、効果的に推進していくための大きな枠組みとなる指針や条例等の制度や仕組みづくり、そして、環境教育・環境学習の推進、参加・協働による取り組みを進めるための仕組みづくりや地域づくりの3点を個別目標として掲げます。

この3つの個別目標は、基本方針2及び基本方針3で掲げる全ての個別目標の実現にも関わるものです。

個別目標 1 環境づくりの整備をしよう

個別目標 2 環境学習を進めよう

個別目標 3 環境づくりへの参加・協働を進めよう

## 環境づくりの整備をしよう

### 取り組みの方針

本市の地域資源を活かした持続可能な環境づくり、まちづくりのための土地利用や美しい景観を視点とした計画、指針や制度、条例等、本市が行政として行う取り組みを、庁内各部課間、各担当間の連携を図りながら総合的、計画的かつ柔軟に進めていくための枠組みや制度の整備、体制づくりを進めます。

#### (1) 環境づくりの枠組み・仕組みの整備

美しい景観を保全し、自然と暮らしが調和した環境づくり、まちづくりを進めていくため、土地利用、都市計画、環境配慮・環境容量等、総合的な視点からみた枠組みづくり、及び開発・再開発を行う際の環境づくり、まちづくりのための指針の整備を進めます。また、そうした取り組みの姿勢を市民や他自治体に対して積極的にアピールします。

- ・ 市としての取り組みの姿勢を市民や他自治体に表明するための方策について検討します。
- ・ 適正な土地利用に基づく環境づくりを進めるため、土地利用の現況の把握を行います。
- ・ 景観、自然環境、生活環境等の面からの土地利用の具体的な方針、地域の設定に基づく環境づくりを進めるための仕組みづくりについて検討します。
- ・ 「美馬市総合計画」との整合・連携を取ります。

#### (2) 計画を推進する体制づくり

美馬市総合計画、土地利用計画、都市計画等、上位計画、まちづくり・環境づくりに関わる計画・施策等との調整・整合・連携を図り、市全体での横断的、総合的な取り組みを進めるための体制づくりを行います。

- ・ 全庁的な組織として、環境創造プロジェクト会議にて、環境基本計画及び「美馬市地球温暖化対策実行計画」を推進します。

## 環境学習を進めよう

### 取り組みの方針

環境問題は今や全ての人の問題です。一部の人だけでなく、あらゆる主体が協力して取り組んでいくためには、一人ひとりが身近な環境に関心を持ち、意識の転換を図り、環境や環境づくりに必要な取り組みに対する理解や認識を広げていかなければなりません。

したがって、子どもから高齢者まで、遊びや体験を通じて、楽しみながら、環境について関心を持ち、認識を深め、知識を身につけ、実際の行動に結び付けていくために、多様で多くの環境教育・環境学習の場や機会の創出と、そのための仕掛けづくりを進めます。

#### (1) 環境学習の推進

学校教育や社会教育等、あらゆる場面における環境教育・環境学習を推進します。

##### ① 環境問題への認識の浸透と意識改革

- ・ 一人ひとりが自分の問題として危機感を持って環境問題をとらえ、意識の転換を図ることができるよう、環境問題の現状や世界的な動向等について、周知します。

##### ② 環境教育・環境学習の推進指針の作成

- ・ 環境教育・環境学習を効果的・総合的に推進していくため、実際に取り組む際の手引きとなる指針を作成します。

##### ③ 学校教育における環境教育の推進

- ・ 環境学習における地域人材の積極的な活用を図り、地域と連携した学校教育への取り組みを進めます。

##### ④ 社会教育における環境教育の推進

- ・ 図書館や公民館等の社会教育施設における環境学習の機会の提供を推進します。
- ・ 図書館における環境関連図書の充実を行います。
- ・ 地域における環境学習を推進します。

(コミュニティ、家庭、個人、サークル等)

⑤ 世代間交流の推進

- ・ 世代間の交流を図り、本市の自然環境の変化や暮らしの中の技や知恵を子ども達に伝えます。

⑥ 環境に関する教材の充実

- ・ 環境教育・環境学習の教材として、本市の環境問題や自然環境についてまとめた副読本の作成や、図書館における書籍、資料等を充実させます。

⑦ フィールド・拠点の整備

- ・ 環境教育・環境学習の中の重要な要素である「体験」や「活動」を推進する場として、市民が自然に触れ、憩い、学ぶことのできる多様なフィールドの保全・創出や、活動の拠点の整備を進めます。
- ・ 市の公共施設敷地や公園・水辺等において、ビオトープの創出・活用を進めます。
- ・ 山間地、低地、水辺等、美馬市の多様な自然環境にあわせた環境学習フィールドの整備を推進します。

(2) 環境リーダーの育成

環境教育・環境学習や、環境に関する取り組みを推進する上で、リーダー的な役割を担う人材の育成、発掘と活用の仕組みづくりを推進します。

- ・ 環境教育・環境学習を総合的にコーディネートできる人材育成を進めます。
- ・ 本市の歴史文化、環境、産業、暮らしの知恵等、知識・技能を持つ人材を登録し、地域の環境づくりで活躍してもらう制度の整備を推進します。
- ・ 環境づくりに関わる研修の実施等、行政の様々な場面において市の環境づくりをリードする市職員の育成を推進します。

## 環境づくりへの参加・協働を進めよう

### 取り組みの方針

豊かな自然環境と温暖な気候、風土にはぐくまれたもてなしの心と風習、穏やかで温かな心・人は本市の大切な宝物です。この宝物である“心”、“人”を将来世代に引き継いでいく必要があります。そのためにも、市民一人ひとりがまちづくりの主役としての意識を持ち、それぞれの役割を担っていくとともに、市と市民、事業者、民間団体の協働による取り組みを推進します。

#### (1) 市の率先した取り組みの推進

市は、市民や事業者等に環境行動を促していくためにも、環境に配慮した行動に率先して取り組みます。

##### ① 庁内における取り組みの推進

- ・ 市が率先行動を進める計画「美馬市地球温暖化対策実行計画」を推進するとともに、その取り組み状況の把握と公表を行います。
- ・ 事業系ごみ減量への率先した取り組みを推進します。

##### ② 公共施設・公共用地・公共事業における取り組みの推進

- ・ 公共施設においては、環境負荷を低減するための施設整備を行います。
- ・ 公共用地においては、舗装は最低限にとどめ、郷土種による緑化を推進します。
- ・ 公共事業においては、自然との共生や低負荷等、環境基本計画に基づく環境に配慮した事業を推進します。
- ・ 公共事業の実施に際しては、「徳島県公共事業環境配慮指針」に基づき実施します。

##### ③ 市職員の意識の向上

- ・ 率先行動の取り組みの一環として、市及び関連機関職員の市内環境や環境問題の現状、環境基本計画や市の率先した取り組みに関する認識の浸透を推進します。
- ・ 市職員を対象とした環境に関する研修や勉強会の実施、全員参加による環境づくりを進める講座やイベントへの参加の奨励等、環境づくりを

担う人材としての市職員の育成を進めます。

- ・ 市職員への環境に関わる情報の周知等、環境意識の向上を推進します。

## (2) 「環境推進に関する市民会議」の定期開催

環境基本計画を推進していくための継続的な市民参加の場として、「美馬市環境推進市民会議」を設置しており、計画の進捗状況、市の環境施策等を市民の視点から意見・提案を行うとともに、市民、市、事業者、民間団体が、それぞれ自立しつつ相互に連携・協力する関係づくりを推進します。

## (3) 市民・事業者による取り組みの推進

行政が関わって進める環境への取り組みには限界があり、最終的には一人ひとり、地域コミュニティや市民グループ、事業者等が、それぞれの立場で環境をよくするために何が必要か、何をすべきかを配慮して行動する「エシカル消費行動」が求められます。それぞれが身近な事からエシカル消費を意識して行動し、これが積み重なることで、市全体の環境の改善につながります。「エシカル消費行動」を普及し、市民・事業者・民間団体等による自主的、活発的な環境活動・環境行動を推進します。

### ① 市民・事業者活動の支援・推進

- ・ NPO等、民間団体、市民団体との連携による環境づくりの実施について検討します。
- ・ アドプトプログラムの導入等、市民等のボランティアによる環境保全や改善、維持管理活動等を推進していきます。

### ② 地域コミュニティの充実

- ・ 地域ごとに独自に環境への取り組みを進めることができる自治機能を持ったコミュニティづくりの推進、自治会や各種市民団体による環境活動の支援を推進します。

## (4) 環境コミュニケーションの充実

市、市民、事業者、民間団体等のパートナーシップによる環境づくり、持続可能な社会づくりを進めていくため、市民の環境意識の向上を図り、環境負荷や環境保全活動等に関する情報の十分な提供・交流を図るとともに、一方的な提供にとどまらない双方向的な情報交換・意見交換を行い、相互理解を深めながら取り組みを推進します。

### ① まちづくりへの住民参加の推進

- ・ 環境づくり、まちづくりの様々な場面における市民参加の機会づくり

を推進します。

- ・ 公共サービスとしての市の仕事の一部をNPO法人等の市民団体と協し、まちづくりをともに担う仕組みづくりや取り組みを推進します。
- ・ 計画策定や公園等の公共事業を進める際の意見募集等、まちづくりにおける住民参加の機会の創出と充実を推進します。

② 環境情報の収集・蓄積・提供

- ・ 市内の環境に関する調査の実施と結果の公表を行います。
- ・ 近隣及び先進事例自治体との環境に関する情報交流を推進します。

③ 環境活動情報の収集・蓄積・提供

- ・ 市内及び市域を含む活動フィールドを持つ市民グループ、民間団体等の情報の収集と提供を推進します。

④ 情報提供手段の充実

- ・ 多様な受け手のニーズを想定しながら、多様な手段による環境情報の提供とその充実を推進します。
- ・ 本市の環境の現状や課題、環境基本計画の進捗状況を公表します。
- ・ 市ホームページにおける環境のページの充実と定期更新を行います。
- ・ 市広報の有効活用による環境情報の提供を行います。
- ・ 自治会の回覧板や公共施設の掲示板の活用等、公共的な手段による情報提供のほか、市内のスーパーマーケットや銀行、病院等の協力により、多くの人への情報提供を行います。

⑤ コミュニケーションの場と機会の創出

- ・ 市や市民・民間団体・事業者による環境に関する取り組み等に関し、広く環境コミュニケーションを図る場や機会の創出を進めます。
- ・ 「環境推進市民会議」を、協働のための意思疎通を継続的に行っていく場としても位置づけ、本市の環境について市民と市が率直に話し合える場づくりを推進します。
- ・ 市の施策や計画について、計画段階からの市民等の参加を図るとともに、ホームページを活用したパブリックコメントの募集等を検討していきます。
- ・ 市民・事業者・民間団体・行政が集まって意見交換や認識の確認を行う場として、環境をテーマとしたシンポジウム等の開催について検討します。
- ・ 市民や民間団体等が活動の拠り所や交流する場として活用できるよう公民館や集会所、学校施設等の活用について検討を行います。



## 自然を守り、活かす

我々が生存していく基盤であり本市の貴重な財産である自然環境と生物の多様性を保全し、自然と調和したまち、自然と調和した産業を実現することで、将来世代にこの財産を引き継いでいく必要があります。

そのためにも、次の3つの個別目標を掲げ、その実現を推進します。

個別目標 1 山・川を守り再生しよう

個別目標 2 農環境を守り活用しよう

個別目標 3 環境と調和した産業を育もう

## 山・川を守り再生しよう

### 取り組みの方針

本市の総面積の約8割が山間地域であり、それらの山々は香川県ともつながっています。森林は、国土の保全、生態系の保全、地球温暖化の防止など様々な働きを持っています。山の環境は、生きものの生活空間・移動空間となる緑の回廊として、四季おりおりの変化を見せる山並み景観として、また、本市を流れる多くの川の源流域として、海の環境とも深い関わりを持っています。

土砂採掘による山の崩壊、造成等による開発、谷間の残土による埋め立てや、山間域への不法投棄の増大等、多くの環境問題を抱えている山の水源を守り、山崩れや土砂流出の防止、自然環境や生活環境の保全等に重要な役割を果たしている森林として、生きものにとっての生息空間として、そして二酸化炭素を吸収する森林として、開発や汚染から守り、さらに失われた環境を取り戻し、ふるさとの山としての保全・再生し、豊かな山間地域を引き継ぎます。

また、山と海、農地、そして暮らしをつなぐ川は、まちの動脈であり、我々の暮らしをそのまま映し出す鏡のような存在です。本市には、低地をゆるやかに流れる吉野川と日本一の清流穴吹川等、様々な水辺があります。これら水辺の多様性は、人々の暮らしに潤いをもたらすと同時に、生物多様性を保全するうえでも重要な空間となっています。

川や水路の水が汚れ、生きものたちが徐々に姿を消し、川辺や水面にごみが散乱する現状を改善し、我々の暮らしに潤いをもたらす、多くの生きものが暮らす、生きた水辺、澄んだ水を身近な水辺として取り戻します。

また、降った雨が地下に浸透したり、川や海に流れ出したり、地面や植物の表面から蒸発したり、湧水としてわき出たりする水循環は、川の流れや海ともつながっているだけでなく、地域の気候にも大きな影響を与えています。森林は、水資源の貯留、水質の浄化など、いわゆる水源かん養機能を発揮することで、良質な水の安定供給に重要な役割を果たしており、広域的な流域圏や水道水源も視野に入れつつ、地域の水循環の保全と再生を推進します。

(1) 生態系の保全・再生

生きものの生息空間としての山・川の保全・再生を推進します。

- ・ 多様な生きものの生息空間となっている自然度の高い山・川の保全を推進します。
- ・ ため池や農業用水路の生物生息空間としての保全・再生を推進します。
- ・ 川や水路が持つ線としての空間の連続性に配慮し、生きものの移動を阻害する構造物設置の回避や構造の配慮・改善をします。
- ・ 周辺自治体や県との連携による、山・川での生態系保全を推進します。
- ・ 地域の地理・地形的な条件をふまえた土地利用、上水や農業用水等の有効利用、多様な水源確保を行うことによって、水循環の保全を推進します。
- ・ 森林の保全や再生等、山間地域における保水機能の保全、再生を推進します。
- ・ 駐車場や歩道等、公共施設における雨水浸透施設（透水性舗装、ブロック舗装、浸透マス等）の整備を推進します。
- ・ 宅地敷地内への雨水浸透マスの設置を奨励します。
- ・ 節水の普及啓発を推進します。
- ・ 公共施設における雨水貯留槽設置等、雨水の活用を推進します。
- ・ ため池、農地の保全等、降雨時にも雨が一気に流出しない、流域の保水・遊水機能の保全を推進します。
- ・ 吉野川の水源から河口域まで、流域の市町村や県との連携による広域的な水循環の保全を推進します。
- ・ 流域の治水情報の把握と市民への周知を進めます。
- ・ 地理的な条件から洪水の危険性が元々高い場所の宅地化の抑制や緑地・農地の保全等、水循環を視野に入れた土地利用を推進します。
- ・ 吉野川水源地域の森林保全支援について検討します。
- ・ 子どもたちが水遊びできるような親水空間の再生を推進します。
- ・ アドプトプログラムの導入等、市民等ボランティアによる河川・水路等の水辺環境の保全・維持管理活動を奨励、推進します。

## (2) 豊かで美しく安全な山づくり

本市に広がる山々を緑の回廊として、県や近隣自治体との連携・協力のもと、豊かで美しく安全な山づくりを推進します。

- ・ 山林の保全と適正管理を指導します。
- ・ 森林の保全、再生、活用、適正な維持・残土の谷筋への埋め立てによる野生の生きものや水源等への影響を防止するため、埋立状況の把握を行うとともに、条例等、対策について検討します。
- ・ 山間域の土砂崩れや、溪流に流れ出す土石流等からの安全を確保するため、土砂を支え降雨を湛える森づくりを推進します。
- ・ 山林や林道脇等への不法投棄やポイ捨てについて、廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）及び市条例（美馬市環境美化の推進に関する条例）に基づく指導を行います。また、県と連携した取り組み、民間事業者、地域住民との協力による監視活動や通報体制の確立に取り組むとともに、市民等の意識向上のために周知、学習・教育を推進します。
- ・ 土砂採掘の実施状況の把握を行うとともに、採掘後の緑化については、元の山林に近い植生の再生を進めるよう、要請・依頼していきます。
- ・ 里地・里山林の良好な環境を守るための協力を市民等に呼びかけ、里山ボランティアとしての保全・再生・維持管理・活用を推進します。
- ・ 里山林、社寺林を身近な自然との触れあいの場として活用を進めます。
- ・ 市有林の適正な保全・維持管理・活用による取り組みを進めます。

## (3) 自然環境の調査・把握

市内の自然環境についての定期的な調査・把握により、適正な保全・再生・維持管理・活用をします。

- ・ 市内の自然環境調査を実施し、特性や現状把握と状況評価を行います。
- ・ 自然環境の保全、再生、活用を図るための仕組みについて検討します。
- ・ 身近な自然環境や生きものについて、市民ボランティアの協力による定期的な調査の実施について検討します。
- ・ 調査によって把握した重要な自然環境の重点的な保全を推進します。
- ・ 国や徳島県のレッドデータブック記載種の生息地、生息環境の保全、再生を推進します。
- ・ 開発や改変を行う場所でレッドデータブック記載種が確認された場合は、専門家のアドバイスを受け、保全を基本に移植・代償環境の創出等も視野に入れた対策を検討していきます。
- ・ 市街地における保存樹木、保存樹林、古木、巨木や希少な植物群落等を市文化財（天然記念物）等への指定を進め、保護します。

#### (4) ビオトープの保全とネットワーク

- ・ 県の「とくしまビオトープ・プラン」に基づくビオトープの保全・再生・創出及びネットワークによる生きものの保全・再生を推進します。
- ・ 代表的な生きものを指標としたビオトープの保全を推進します。
- ・ 自然環境の規模や連続性の保全・再生による、ビオトープネットワークの保全・再生を推進します。
- ・ 国、県、隣接市町との連携による広域的なビオトープネットワークに取り組みます。
- ・ コンクリート護岸化された河川や用排水路において、再整備等の機会をとらえ、多自然型護岸や再自然化によるビオトープの再生を検討します。
- ・ 自然観察会の開催、身近な生きもの調査への参加呼びかけ等、自然に触れ、親しみ、学ぶ機会の創出を推進します。
- ・ 公園や学校、公共施設敷地内への自然観察公園、田んぼのビオトープ等、自然に触れられる場づくりを推進します。



(穴吹川)

## 農環境を守り活用しよう

### 取り組みの方針

市域の約 8 割が山間地域である本市において、約 1 割の面積を持つ農地は、市の土地利用において大きな比重を占めています。水田や畑、果樹園等の農地は、食を支える重要な生産の場であり、また心の原風景でもあります。また、人の営みと生物とが共生する場とも言えます。特に近年では、農地が持つ多面的な機能が広く認識されるようになってきており、農作物を生産するだけでなく、環境をも作っている農地の重要性は益々高まっているとともに、その保全や継承を農家だけに頼るのではなく地域全体で支えることの重要性が認識されつつあります。

我々の命を支える生産の場を、環境と調和し安全を提供する場として、また単なる生産の場ではなく、微気象調整、生物生息、雨水貯留、癒し等、多様な機能を持つ公益的な場として、将来に継承していきます。

#### (1) 環境保全型農業の推進

農地の無秩序な開発やそれに伴う景観の阻害を防ぐためにも、農地の計画的な保全を行い資源循環型社会の創造と連携した環境保全型農業の推進をします。

- ・ 小規模農地の保全、休耕地（遊休農地）の活用を推進します。
- ・ 農的景観の保全を推進します。
- ・ 環境保全型農業の奨励、支援をします。
- ・ 堆肥化等、農業生産に伴う有機廃棄物の有効活用を進めます。
- ・ 廃ビニール等、農業用プラスチックの適正処理をします。
- ・ 家畜の糞尿の堆肥化、適正管理等（悪臭、水質汚濁防止）を推進します。
- ・ 農薬・肥料の適正使用を進めます。
- ・ 環境保全型農業を実践する農家を認定する「徳島県エコファーマー制度」への登録を奨励するとともに、その消費者へのPRを支援します。

## (2) 農業の活性化

- ・ 地域の学校給食や飲食業、旅館やホテル等との連携による地場農産物の活用、美馬ブランドの普及等、地産地消を推進します。
- ・ 自然環境の保全（生態系保全水田等）や環境保全型農業への取り組みをブランドとした農産物、水産物の付加価値の増大を検討します。
- ・ 農村滞在型、体験型観光の導入を検討します。
- ・ 住民参加による都市と農村の交流の促進について検討します。
- ・ 田園景観を生かした美しい村づくりの推進を推進します。
- ・ 野生鳥獣（サル、イノシシ、鳥等）による農作物被害を防止するため、調査等にもとづく適正な状況の把握と山林保全、個体数管理等、総合的・計画的な対策の推進をします。



(美馬市の特産物)

## 環境と調和した産業を育もう

### 取り組みの方針

美しく多様な自然環境に支えられている本市の持続的な発展を図り、将来に引き継いでいくためにも、美しい景観とその基盤となる豊かな自然環境の保全・再生を図るとともに、過度の利用や開発を避け、環境への負荷を抑えた産業を推進します。

#### (1) 地域資源を生かした産業の活性化

本市の美しい景観、豊かな自然環境、農産物等の特産品、歴史的建造物や歴史文化に関わる魅力等を保全し、持続可能な活用を図るための、仕組みづくり、広報PR、人材育成をします。

- ① 「美しさ」にこだわった地域づくり
  - ・ 美しい景観を保全していくための指針づくりをします。
  - ・ 美しい景観の保全とPRを進めます。
- ② 地域環境資源を活用した産業の推進
  - ・ 地域観光資源を活用した取り組みを検討します。
  - ・ 山・川・まち並み・歴史文化資源・地場産業等の多様な地域資源を結び付け、市全体としてのPRを進めます。
  - ・ 体験型、長期滞在型で自然環境や田舎暮らし、地場の食べ物（農産物・畜産物等）を楽しむグリーンツーリズムへの取り組みを検討します。
  - ・ 農業・地域産業を生かした体験型、滞在型観光（アグリツーリズム、観光農園等）を奨励・支援します。



## (2) 歴史文化を保全・活用した地域づくりの推進

本市には、寺町（美馬町）うだつの町並み（脇町）など、数多くの歴史ある文化財が引き継がれています。本市に存在する歴史文化は、自然環境と深い結びつきを持っています。その歴史文化の保全と、将来世代への継承をします。

- ・ 文化財の周知や、地域学習教材としての活用をします。
- ・ 屋敷林や巨木・古木の保護、保全をします。
- ・ 社寺林の現状の把握を行うとともに、保全を支援します。
- ・ 市民にとってのレクリエーションや、観光資源としての歴史文化資源の活用をします。

## (3) 環境にやさしい産業の推進

環境に負荷をかけない産業のあり方を模索するとともに、産業をひとつの目玉とした取り組みを推進します。

- ・ ごみを出さないまちづくりへの取り組みをアピールし、環境にやさしい農産物・特産物の取り扱いを推進します。



## 環境と人にやさしいまちづくり

大量生産、大量消費、大量廃棄の物質中心にまわってきたこれまでの生活から、お金では買えない心の豊かさや時間のゆとり、安全・安心を重視する暮らし方が求められてきています。そうした暮らし方は、環境にも人にもやさしいまちづくり、環境に配慮した持続可能なまちづくりによって実現されるものと考え、次の3つの個別目標を掲げます。

個別目標 1 ごみを出さない生活・事業活動を進めよう

個別目標 2 安全な環境を守ろう

個別目標 3 地球環境保全に取り組もう

## ごみを出さない生活・事業活動を進めよう

### 取り組みの方針

ごみの排出は、資源としての物質の消費、廃棄に伴う処理・処分、有害物質の排出等、さまざまな負荷を環境に与えることとなります。我々は、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会が生みだした現在のライフスタイルを見直し、転換していかなければなりません。

ごみの発生抑制・減量・リサイクルを推進することにより、ものを大切にし、環境に与える負荷が小さく、ものが循環する社会づくりを推進します。

また、4R（Refuse・Reduce・Reuse・Recycle）の取り組みを進めることにより、資源の消費を抑えるとともに、廃棄物の発生量の抑制による処理・処分に伴う環境への負荷（排ガス・処分場による影響等）の低減を推進します。

#### (1) 廃棄物発生量の抑制等の推進

生活や事業活動に伴うさまざまな物品の製造・販売・購入において、環境への負荷が少ない選択を進め、ライフスタイル・社会構造の見直し等を進めます。

- ・ 日常生活と環境問題との係わりについての周知をはかり、市全体の環境意識やライフスタイルの転換を呼びかけます。
- ・ 市民・事業者への環境配慮商品やエコショップ等の情報の周知を進め、グリーン購入（再生品等の環境配慮製品の購入）を推進します。
- ・ 県のエコショップ認定制度を周知、奨励します。
- ・ 環境配慮型製品の製造、販売を奨励していきます。
- ・ 事業所・企業における環境配慮への取り組み、産業のグリーン化を奨励していきます。
- ・ ごみ減量・リサイクルの拠点となるようなモデル地区の指定について検討します。
- ・ ごみ出しマナーの徹底について、周知を行うとともに、地域コミュニティにおける自主的な取り組みを支援します。
- ・ 市の備品等購入に際し、グリーン購入を行います。
- ・ 廃棄物に係る法改正、新法制定や条例制定等の新たな動向に関しての

情報提供を行います。

- ① 発生の抑制 (Refuse)
  - ・ ごみを作らないための買い物への取り組みを進めます。
  - ・ 買い物袋（マイバッグ）の持参による買い物を奨励していきます。
  - ・ 過剰包装を断る等、包装ごみの減量を奨励します。
- ② ごみの削減 (Reduce)
  - ・ ごみの排出量削減のための取り組みを進めます。
  - ・ 分別排出の徹底とマナーの向上を推進します。
  - ・ ごみ量やごみ質を把握し地域減量目標を設定し、地域住民によるごみの資源化・減量の取り組みを推進します。
  - ・ バラ売り・計り売り等による生ごみ減量の取り組みを奨励します。
- ③ 再利用の推進(Reuse)
  - ・ リターナブルびん等、再使用可能製品の普及と、事業所との連携による導入を推進します。
  - ・ 消費者協会やボランティア団体等と連携し、公共施設の掲示板、市ホームページ等を活用した再利用のための情報交換の場づくりを推進します。
  - ・ 地域住民の理解と協力を求めながら住民参加型のリサイクルプラザの整備を行います。
  - ・ フリーマーケットの開催を奨励・支援します。
- ④ 再資源化の推進(Recycle)
  - ・ 資源として再生が可能なものについては、再資源化による有効利用を進めるとともに、資源化された製品の積極的な活用を推進します。
  - ・ 地域コミュニティや市民団体等による資源物の集団回収の支援・推進をします。
  - ・ リサイクル用品の販売・購入を推奨します。
  - ・ 落ち葉、剪定枝等については堆肥化を進めます。
  - ・ 段ボールコンポストなどを活用した生ごみの堆肥化を進めます。
  - ・ 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、パソコンリサイクル法の周知を進めるとともに、それぞれの制度に基づく分別、リサイクルの推進をします。
  - ・ 建設リサイクル法に基づく建設廃材のリサイクルを公共事業で率先的に取り組むとともに、事業者への周知を行います。

## (2) 廃棄物の適正処理の推進

ごみの処理・処分方法や、処理・処分施設の管理運用においては、環境への負荷を小さくするための取り組みを推進するとともに、安全確保のための適正な管理・実施を推進します。

### ① 廃棄物処理・処分の適正管理

- ・ 自治会組織と連携し、効率的なごみ収集体制づくりを進めます。
- ・ 市外搬出により処理される廃棄物の適正かつ安全な処理について、マニフェストの確認や現地の定期的な確認により管理を行います。
- ・ ごみ焼却施設の適正な維持管理・運用を行うとともに、ダイオキシン類等の定期測定による安全確認を推進します。また、排ガス高度処理施設の整備等、周辺環境対策を行います。

### ② し尿処理対策の推進

- ・ 下水道の整備状況にあわせた、し尿処理体制を整備していきます。
- ・ し尿処理水や汚泥の適正処理、し尿処理施設の適切な維持管理を推進します。
- ・ 浄化槽の整備（設置時の補助等）を推進するとともに、事業者への清掃維持管理に関する指導等を行います。

### ③ 産業廃棄物の適正処理の推進

- ・ 廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）をはじめとする関連法にもとづく適正な処理・処分・再資源化が図られるよう、必要に応じた指導等を行っていきます。

### (3) 不法投棄対策の推進

山林や河川敷、空き地等への不法投棄やポイ捨てをなくしていくための取り組みを進めます。

- ・ 廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）及び市条例（美馬市環境美化の推進に関する条例）に基づく指導を行います。また、県と連携した取り組みを推進します。
- ・ 不法投棄、ポイ捨てに関する民間企業や住民の協力によるパトロール体制づくりを進めるとともに、不法投棄防止看板の設置支援等を行います。
- ・ 各地域で行われている不法投棄対策への取り組みの支援を行います。
- ・ 民間事業者や地域住民と連携し、不法投棄情報の収集や現地パトロール等、監視体制を強化します。
- ・ 市民団体や警察機関等の関係機関も入った不法投棄防止ネットワークの構築を図るとともに、不法投棄について市民等に広く周知を行うことによって、不法投棄を許さない市民運動を高めていきます。
- ・ 小さい頃からの環境教育・学習として、学校におけるごみ学習を推進していきます。



## 安全な環境を守ろう

### 取り組みの方針

我々の日常生活や事業活動は、必ず廃水や排気ガス、廃熱等を伴います。また、騒音・振動・悪臭等生活マナーに関わる地域コミュニティの問題や、地震や洪水等の災害に対する不安等も抱えています。

こうした問題を将来世代に持ち越さないように、水や空気を汚さない暮らし方、まちの仕組みのあり方を考え、おいしい空気、おいしい水、快適な生活環境を将来世代にも伝えていくとともに、地域の問題は地域で解決する地域力を育てていきます。

さらに、災害に対して強いまちづくり、地域づくりを進めることで、環境面における不安を少なくします。

#### (1) 水域環境の改善

下水道の整備推進等により水域への汚濁負荷の流入を抑制するとともに、水域の浄化機能を保全・再生する等、河川、農業用水路等における水質の改善を推進します。

##### ① 排水負荷の低減

- ・ 生活排水対策として、公共下水道事業や農業集落排水事業との一体的整備促進を進め、加入促進により水域の水質改善を推進します。
- ・ 生活排水対策として、合併処理浄化槽の設置について、補助等の支援策を推進します。
- ・ 生活雑排水の負荷を減らすため、家庭雑排水の適切な処理についての指導及び普及啓発を推進します。
- ・ 定期的に公共用水域（河川・水路）の水質調査を行い、水質状況の把握を行います。
- ・ 排水を出す工場・事業場に対して、水質汚濁防止法等の法令に基づき、必要に応じた立ち入り調査や指導を行います。
- ・ 浄化槽の機能を正常に維持し、その放流水の適正な水質を確保するため、県、専門清掃業者と連携し、浄化槽管理者の義務履行の指導を行います。
- ・ 水域への負荷流出を抑制するため、排水路、道路側溝等の清掃を行います。

- ・ 農業集落排水の整備を検討します。
- ② 水質浄化
  - ・ 水質を浄化する機能を持つ、水辺のヨシ原や浅瀬、河川の流れの多様性等の保全、河川改修事業等を通じた再生を推進します。
- ③ 流域自治体連携による取り組みの推進
  - ・ 本市に飲料水や農業用水をもたらす吉野川流域の自治体との連携による河川の水質改善を推進します。

## (2) 大気環境の保全

工場や街中や道路沿いにおける緑化を推進し、植物による大気浄化を推進します。

- ① 大気環境の監視・指導等
  - ・ 市域において県が実施している大気汚染調査結果を把握し、市民に周知します。
  - ・ 発生源となる工場・事業場の監視・指導を行います。
- ② 自動車の排ガス対策
  - ・ 低公害車導入を奨励するとともに、公用車における導入を推進します。
  - ・ 路線バスの運行等、引き続き公共交通機関の充実を推進します。
  - ・ エコドライブの普及（アイドリングストップ、ノーカーデー等）を推進します。
  - ・ 公共交通機関と車の効率的なネットワーク化を図り、通過交通や渋滞による排気ガスの排出抑制を推進します。
  - ・ 自転車利用のための取り組み（駐輪場の確保、自転車レーンの整備等）を推進します。
- ③ 大気浄化能力の確保
  - ・ 山間部の森林の保全・再生を推進します。
  - ・ 道路沿いへの植樹帯の整備と緑化を推進します。
  - ・ 敷地内緑化（公共施設、公共用地、事業所敷地等）を推進します。
  - ・ 住宅地、市街地内の公園の緑化、社寺林・屋敷林の保全を推進します。



### (3) 公害対策の推進

騒音・振動・悪臭等の生活公害、建築物による日照障害・電波障害等、日常生活の快適性を損ねる様々な要因の防止・対策を推進します。

#### ① 騒音・振動対策

- ・ 騒音規制法、振動規制法に基づき実施する騒音・振動調査結果を公表します。
- ・ 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の類型指定地域において、環境基準の達成を推進します。
- ・ 騒音規制法、振動規制法及び県生活環境保全条例に基づき、特定工場・事業場及び特定建設作業について、県との連携により監視・指導を行います。
- ・ 自動車交通による騒音・振動を低減するため、舗装の工夫、街路樹や緩衝帯の整備、生活道路における通過交通や通行速度の抑制等、道路環境の改善を推進します。

#### ② 悪臭対策

- ・ 悪臭防止法に基づき、規制地域内における工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制するとともに、必要に応じて指導を行います。

#### ③ 日照障害・電波障害等対策

- ・ 建物による日照障害、電波障害等の防止、対策を推進します。

#### ④ 光害対策

- ・ 農作物や生物等、光によって成長・繁殖に影響を受ける可能性があるため、農地や繁殖場所における適正な照明の選択や過剰な光源・光量等の規制・指導を推進します。
- ・ 街並みや自然景観、生活環境を阻害する恐れのある照明やネオンサイン等の制限について検討します。

#### ⑤ 苦情処理

- ・ 大気、水質、騒音、振動、悪臭、光害、空き地管理等に関する苦情について、柔軟かつ状況に応じた処理を推進します。
- ・ 環境マナーに関する周知を推進し、生活公害に関する苦情が出ない地域づくりを進めます。
- ・ 生活公害を地域で解決できる地域コミュニティの醸成を推進します。

#### ⑥ ダイオキシン類等の発生抑制対策

- ・ 徳島県ダイオキシン類対策推進指針に基づく規制、指導を実施します。
- ・ 焼却場においては、ダイオキシン類等、有害化学物質が発生・拡散しない施設整備を推進します。

- ・ 有害化学物質に関する情報の収集と市民への提供、講座の開催等、有害物質に関する理解を図るための取り組みを進めます。
  - ・ ダイオキシン類等の発生抑制を図るため、工場・事業場に対する指導等（発生源対策）を行います。
  - ・ ごみの野外焼却等の禁止について、周知します。
  - ・ 環境ホルモン、発ガン性物質、シックハウス症候群の原因と考えられている化学物質を、公共施設で使用しないようにします。
- ⑦ 地下水汚染の防止
- ・ 県が実施している地下水の水質調査結果を把握・監視し、環境基準の達成をはかるとともに、測定結果を公表します。
  - ・ 地下水汚染を未然に防止するため、工場・事業場に対する指導等（発生源対策）を行います。
  - ・ 廃棄物や残土の適正処理に関する規制、指導を行います。
- ⑧ 土壌汚染の防止
- ・ 県との連携により、土壌中のダイオキシン類の状況の把握・監視を行います。
  - ・ 廃棄物や残土の適正処理に関する情報の周知・指導を行います。
  - ・ 肥料、農薬の適正量使用の指導等、環境保全型農業を奨励し、農地からの有害物質の流出、浸出を抑制します。
  - ・ 土壌汚染を未然に防止するため、工場・事業場に対する指導等（発生源対策）を行います。
  - ・ 規制されていない化学物質等に関しても、事業所等による自主的な管理・防止対策を指導します。
  - ・ 土壌汚染が確認された場合には、汚染状況の適切な把握を行うとともに、汚染者負担の原則に基づく処理対策の推進、浄化・回復を行います。
  - ・ 化学物質による環境汚染に関して安全で安心な社会を実現するため、市民、事業者、行政が化学物質に関する情報を共有し、対話と協力のもと、環境リスク低減のために取り組むリスクコミュニケーションの充実を進めます。
  - ・ 環境ホルモンや発ガン性物質、シックハウス症候群の原因と考えられている化学物質等も含めた有害化学物質に関する情報の収集・把握と、市民・事業者への周知を行います。
  - ・ P R T R（化学物質排出移動量届出制度）の活用による化学物質の使用実態の把握を行います。
  - ・ 化学物質に対する正しい理解が図られるよう、市民・市職員等を対象とした講座を開催します。

#### (4) 市街地の緑化推進

市街地における良好な街並み景観、生活環境のため、緑地保全や敷地緑化を推進します。

- ・ 計画的・総合的な市内の緑の保全、緑化を検討します。
- ・ 既存の屋敷林、社寺林等の保全や維持管理の支援方策について検討します。
- ・ 身近なオープンスペースとして、市街地における多様な公園整備とその緑化を推進します。
- ・ 公共施設の敷地内あるいは屋上、壁面の緑化を進めます。
- ・ 並木や緑地、公園の植栽は、外来種・園芸種を避け、郷土種である植物種の選定を行うとともに、植物相の単純化を避け、多様な種類の植栽、植栽場所の条件（日当たり、水分条件等）にあった緑化等を進めます。
- ・ 宅地や事業所等の私有地の緑化を奨励します。
- ・ 個人の住宅や民間施設における敷地や屋上、壁面緑化を奨励するとともに、支援策を検討します。

#### (5) 安心快適な道づくりの推進

車中心の道ではなく、歩行者や自転車等が安心して通行できる道づくりを進めます。また、単なる移動路ではなく、季節を感じ、住民同士の交流がもてる空間としての整備を推進します。

- ・ 歩車分離、並木の整備、バリアフリーへの配慮等、歩行者にとって安心して歩ける道づくりを推進します。
- ・ 生活道路の整備においては、コミュニティ道路の整備等、通過交通量や通行車スピードの抑制、多様な郷土種による並木の植栽等、歩行者が快適に歩ける道路の整備を推進します。
- ・ 自転車レーン、駐輪場の整備等、自転車利用を促進するとともに、歩道・歩行者専用道路の整備、ネットワーク化を推進します。
- ・ 違法駐車・駐輪、道路占有の取り締まりについて、関係機関との連携・協力による取り組みを検討します。

#### (6) 災害に強いまちづくりの推進

災害によって被害を受けにくい土地利用、被災時の被害を小さくする施設整備や地域づくりを推進します。

- ・ 防火水槽、耐震性貯水槽の整備、雨水貯留槽の設置等、被災時の水源確

保を公共施設において推進します。

- 被災時の避難場所としての公園整備を進めるとともに、学校と公園の一体的な整備等による大規模オープンスペースの確保を行います。
- 公園の緑化や避難路の並木植栽、生け垣の整備等、火災発生時の延焼防止や避難時の安全確保を視野に入れた街中の緑化を推進します。
- 自治会活動の活性化、地域づくりを支える人材育成等、地域コミュニティの充実による被災時の地域防災力の向上を推進します。
- 災害時において、防災対策が円滑に進むよう、自主防災組織の結成促進及び育成を推進します。
- 宅地開発や施設整備においては、浸水想定区域図(洪水ハザードマップ)の浸水該当地域や地形・地質から想定される危険箇所等、もともと被災しやすい場所を回避するよう十分検討を行うとともに、災害可能性に係る情報の市民提供を行います。
- 河川流域の土地利用や森づくり等、河川の増水速度や被害を緩和するための取り組みを推進します。

## 地球環境保全に取り組もう

### 取り組みの方針

国に国境はあっても、環境に境はありません。海や空は世界中とつながっており、人間をはじめ生きものはそれぞれの生活の中で移動を繰り返しています。また、世界人口が2050年には93億人に達すると予測される中、今後世界的な水危機が発生する心配もあります。大量の食糧を輸入し、その生産に必要な水資源を大量に消費している日本は、世界の水危機にも大きな影響力と責任を負っていると言えます。

そしてまた、地球温暖化問題は、もはや一部の国や人が取り組めば解決するものではありません。我々一人ひとりが地球環境を視野に入れつつ、地域の日常生活の中で着実に行動していくことが、地球環境を守るための取り組みにつながるとともに、地球規模での視点を持つことは、外から美馬市の環境を見直すことにもつながります。

地域の環境づくりに取り組みながら、より広域的な環境づくり、地球規模での環境問題にも関心を持ち、世界の中の美馬市を意識し、地球市民としての取り組みを進めていきます。

#### (1) 省エネルギーの推進（エネルギー消費量の低減）

エネルギーの消費量を抑えるための取り組みを推進します。

- ・ 市の率先行動計画である「地球温暖化防止対策実行計画」に基づく取り組みを推進します。
- ・ 省エネルギー型ライフスタイルについての周知を行います。
- ・ 市内事業所への省エネルギーへの協力を呼びかけていきます。
- ・ エネルギー効率のよい家電、機器の購入を奨励していきます。
- ・ 風土を生かした暮らしのあり方を見直すとともに、太陽光、太陽熱、風力等の自然エネルギーの活用を推進します。
- ・ 敷地内緑化や採光、通風等を考慮した家づくり、施設整備等、パッシブソーラーの周知、奨励と公共施設における導入を推進します。
- ・ 太陽光発電、風力発電等、自然エネルギーの活用を奨励し、情報の提供を行います。
- ・ 太陽熱給湯システム、太陽光発電システムの導入に際する補助制度の紹介等、その普及を推進します。

- ・ 公共施設における自然エネルギー活用設備の導入を推進します。
- ・ バイオマスエネルギーの活用、地域の特性を生かしたエネルギー源の確保について検討していきます。
- ・ 限りあるエネルギーを有効に活用するための技術やシステムの導入を推進します。
- ・ 燃料電池等の活用による効率的なエネルギー利用システムの導入を推奨するとともに、公共施設における導入を検討します。
- ・ 多様な産業における水資源の有効利用を推進します。

## (2) 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化の主な原因物質である二酸化炭素の排出抑制を推進します。

- ・ 市の率先行動として「地球温暖化防止対策実行計画」を推進します。
- ・ 市民の日常生活における二酸化炭素排出抑制への取り組みを推進します。
- ・ 有害な紫外線を遮断するオゾン層を保全するため、オゾン層を破壊する物質であるフロン排出抑制に取り組んでいきます。
- ・ 家電リサイクル法、及びフロン回収破壊法にもとづくフロンガスの適正利用について周知します。
- ・ フロン発生の元となる空調機器の冷媒や建築物等の断熱材の脱フロン化を指導するとともに、公共施設における取り組みを推進します。
- ・ 酸性雨の原因である工場や自動車等からの排気ガスの排出抑制等、大気汚染対策を推進し、大気環境の保全を推進します。

## (3) 地球環境を視野に入れた取り組みの推進

本市で暮らしながら、常に地球規模の環境問題を視野に入れ、理解と関心を深めていけるよう取り組みます。

### ① 地球規模での環境問題への取り組み

- ・ 地球環境の保全や再生を考慮した取り組みを進めるため、日本、アジア、地球等、広域的な視野での環境問題への理解と関心を高めていきます。
- ・ 地球環境に関わる取り組み事例や、国際的な動向・出来事等について、重要な情報の収集・把握と、情報提供を行います。



# 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

